

市町村子ども・子育て支援事業計画 における「量の見込み」の算出等 のための手引き

(関連設問番号を大阪市調査票の番号に修正)

平成26年1月

目次

< 1 > 基本的考え方

1. 利用希望を把握するための調査を行う趣旨
2. 提供体制確保の実施時期の設定

< 2 > 量の見込みの算出

. 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

. 量の見込みの具体的算出方法

1. 家庭類型の分類
2. 教育・保育の量の見込みの算出方法
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出方法

< 3 > 提供体制の確保の方策及びその実施時期

< 4 > その他

< 基本的考え方 >

1. 利用希望を把握するための調査を行う趣旨

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を作成することとされている。その計画の中では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることになっている。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等をふまえて作成されることが必要である。

そこで、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等（以下、「利用希望把握調査等」という。）を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが求められている。

（子ども・子育て支援法）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 (略)

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6～10 (略)

(子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案))

3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握

(一) 現状の分析

市町村子ども・子育て支援事業計画については、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情、教育・保育施設等の地域資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえて作成することが必要である。

(二) 現在の利用状況及び利用希望の把握

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等(以下「利用希望把握調査等」という。)を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。

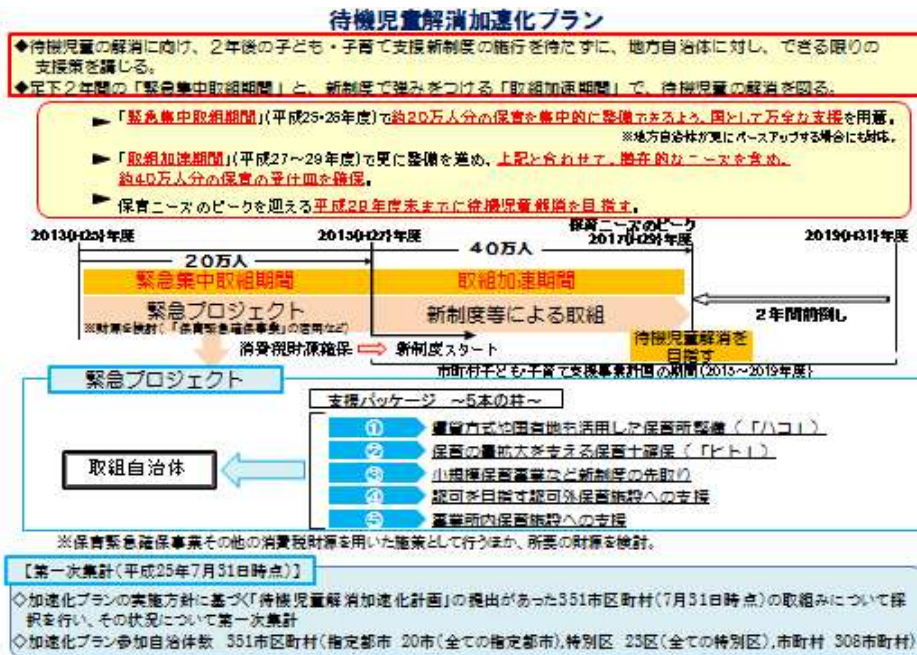
利用希望把握調査等の実施に当たっては、当該調査結果を踏まえて作成する市町村子ども・子育て支援事業計画及び市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて作成する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画が、教育・保育施設及び地域型保育事業の認可及び認定の際の需給調整の判断の基礎となることを勘案して、地域の実情に応じた適切な区域で行うこと。

また、都道府県は、利用希望把握調査等が円滑に行われるよう、市町村に対する助言、調整等に努めること。その際、認可外保育施設及び私立幼稚園の運営の状況等について市町村に対する情報提供を行う等、密接に連携を図ること。

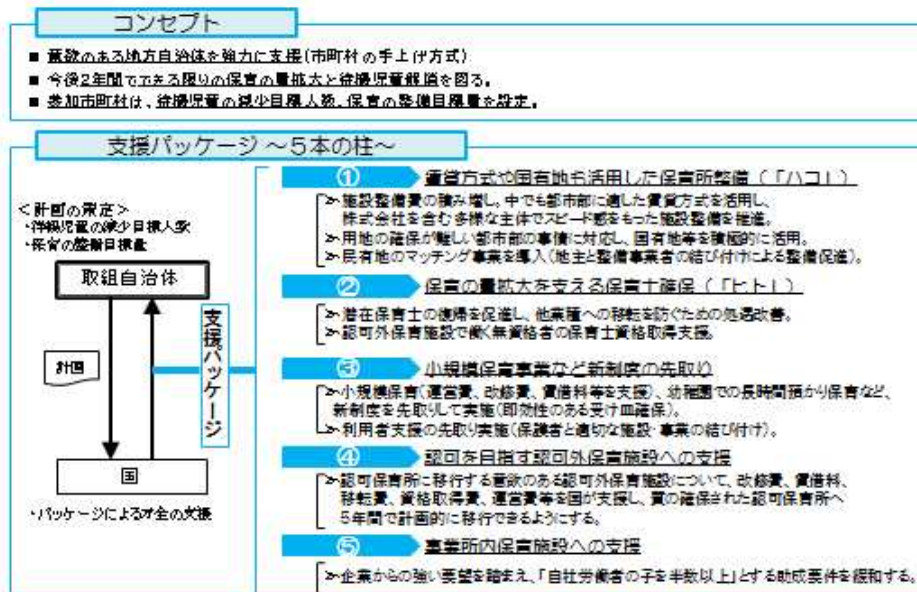
2. 提供体制確保の実施時期の設定

市町村子ども・子育て支援事業計画における提供体制確保の実施時期は、「待機児童解消加速化プラン」において目標年次としている平成29年度末までに、各年度の量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、設定する。

【参考】待機児童解消加速化プラン



緊急プロジェクト(平成25・26年度)



待機児童解消加速化プランの支援パッケージ

〇 滞在ニーズも含めた待機児童の解消を強力に進めるため、滞在ニーズも含めた待機児童の解消に意欲のある自治体の手上げ方式により、以下の支援策を総合的に実施。(その他、所要の保育所運営費も確保)

(注)以下については、現段階で想定しているものであり、今後変更が有り得る。

～5本の柱～

1. 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備【ハコ】

- 【施設整備費】
- 〇 保育所緊急整備事業
- 〇 改修費・賃借料等
- 〇 賃貸物件を活用した保育所整備事業
- 〇 小規模保育施設整備促進事業(10月18日付要綱改正で対応)
- 〇 幼稚園預かり保育改修事業
- 〇 家庭的保育改修事業
- 〇 土地等の確保
- 〇 国有地マッチング事業
- 〇 国有地、公有地の活用

2. 保育の量拡大を支える保育士確保【ヒト】

- 【保育士確保施策】
- 〇 保育士養成施設新規卒業生の確保
- 〇 保育士の職業相談支援
- 〇 滞在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置
- 〇 再就職前研修の実施
- 〇 職業用語言習得支援
- 〇 保育士の資格取得と担担雇用の支援
- 〇 認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援
- 〇 保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付
- 〇 保育士の処遇改善
- 〇 保育士の処遇改善

3. 小規模保育事業など新卒生の先取り

- 【小規模保育運営支援事業】
- 〇 小規模保育事業(利用定員8人以上19人以下の施設)への運営費支援(10月18日付要綱改正で対応)
- 〇 グループ型小規模保育事業(複数の保育ママが同一の場で実施)への運営費支援
- 【長時間預かり保育支援事業】
- 〇 幼稚園で行う長時間預かり保育への運営費支援
- 〇 利用者支援
- 〇 利用者支援の強化に向けた専任職員配置(※)

4. 認可を目指す認可外保育施設への支援

- 【整備費支援】
- 〇 改修費・賃借料等(10月18日付要綱改正で対応)
- 〇 運営費支援
- 〇 一定程度の基準を満たした施設への運営費支援
- 【移行費支援】
- 〇 認可化移行可能性調査費
- 〇 移転費用、施設費用等(10月18日付要綱改正で対応)
- 〇 認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援(特措)

5. 事業所内保育施設への支援

- 〇 施設要件を緩和(※)(平成28年度予算執行要綱中)

保育の量的拡大と質の確保

(注)「5. 事業所内保育施設への支援」は労働者派遣法改正、その他の事業は赤心こども基金により実施。
(注)※は削減を要する保育施設整備費の活用など。(次頁参照も特措)

3

(子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案))

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(一) 各年度における教育・保育の量の見込み(略)

(二) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育提供区域ごと及び次のアからウまでに掲げる区分ごとに、それぞれ次のアからウまでに掲げる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

その際、子ども・子育て支援制度が、保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保を目的の一つとしていることに鑑み、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望を十分に踏まえた上で定めること。

この場合において、市町村は、(一)で定めた保育利用率を踏まえ、「待機児童解消加速化プラン」(平成二十五年四月十九日内閣総理大臣公表)において目標年次としている平成二十九年度末までに、(一)により定めた各年度の量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

(以下略)

< 2 > 量の見込みの算出

・全国共通で「量の見込み」を算出する項目

下記の事業については、全国共通で、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める「教育・保育提供区域」ごとに「量の見込み」の算出を行う。

図表1 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

対象事業		対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園および幼稚園） < 専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭 >	3～5歳
2	保育認定（幼稚園） < 共働きであるが幼稚園利用のみの家庭 >	3～5歳
	保育認定（認定こども園及び保育所）	3～5歳
3	保育認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0歳、1・2歳
4	時間外保育事業	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業	1～3年生、4～6年生
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）	0～18歳
7	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
8	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳
		0～5歳
9	病児保育事業	0～5歳、1～6年生
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、1～3年生、 4～6年生
11	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生

．量の見込みの具体的算出方法

量の見込みの具体的算出方法については、以下に示す標準的な算出方法によることが望ましい。なお、この標準的な算出方法は、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概ねの案について」(平成 25 年 8 月 6 日付け事務連絡)の別紙 4「調査票のイメージ」の設問項目を活用したものとなっている。

なお、本手引きは、市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの標準的な算出方法を示すものであり、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえたより効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではない。ただしこの場合においても、「潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する確保方策を定める」という制度の基本的考え方を踏まえる必要があることに留意すること。

1．家庭類型の分類

(1) 概説

アンケート調査結果を活用し、まず、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から「家庭類型」を求める。家庭類型の種類は、タイプ A からタイプ F の 8 種類となっている。

「家庭類型」は、現在の家庭類型と、母親の就労希望を反映させた潜在的な家庭類型の種類ごとの分布を算出する。また、子どもの年齢区分により、0 歳～就学前、0 歳、1・2 歳、3 歳～就学前の 4 パターンを作成することが必要である。

なお、十分な調査客体数を得られる場合は、祖父母による支援、地域・友人の支え合いの状況を踏まえ、更に細かい類型を設定することにより、より詳細に潜在ニーズ量を把握することが可能となる。

図表 2 家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプ A	ひとり親家庭
タイプ B	フルタイム×フルタイム
タイプ C	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 120 時間以上 + 下限時間～120 時間の一部 ¹)
タイプ C'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月下限時間未満 + 下限時間～120 時間の一部)
タイプ D	専業主婦(夫)

¹ タイプ C とタイプ C'、タイプ E とタイプ E' の区分方法については、p.12 参照。

タイプ E	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月 120 時間以上 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)
タイプ E'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月下限時間未満 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)
タイプ F	無業×無業

各自治体における保育の必要性の下限時間(48時間～64時間の間で市町村が定める時間)を「下限時間」と記載。以下同じ。

「家庭類型」と全国共通で「量の見込み」を算出する項目(対象事業)の関係をみると、タイプ C(フルタイム×パートタイム〔月下限時間未満、あるいは月下限時間から 120 時間の一部〕)、タイプ D(専業主婦(夫)家庭)、タイプ E'(パートタイム×パートタイム〔いずれかが月下限時間未満、あるいは月下限時間から 120 時間の一部〕)、タイプ F(無業×無業)は、専業主婦家庭あるいは父母の就労時間の短い家庭(以下「就労時間短家庭」という。)として、「教育標準時間認定(認定こども園及び幼稚園)」に分類される。

タイプ A(ひとり親家庭)、タイプ B(フルタイム×フルタイム)、タイプ C(フルタイム×パートタイム〔月 120 時間以上、あるいは月下限時間から 120 時間の一部〕)、タイプ E(パートタイム×パートタイム(双方が月 120 時間以上、あるいは月下限時間から 120 時間の一部))は、保育の必要性の認定を受け得る家庭として、年齢に応じて「保育認定(認定こども園及び保育所)」、あるいは「保育認定(認定こども園及び保育所、地域型保育)」に分類される。

但し、ひとり親家庭(タイプ A)、共働き家庭(タイプ B、タイプ C、タイプ E)のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される場合は、「保育認定(幼稚園)」に分類される。

図表3 家庭類型と関連する事業の分類

家庭類型	家庭類型に関連する事業の分類
<ul style="list-style-type: none"> ・タイプC'：フルタイム×パートタイム (月下限時間未満+月下限時間～120時間の一部) ・タイプD：専業主婦(夫) ・タイプE'：パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間未満+月下限時間～120時間の一部) ・タイプF：無業×無業 	<p>1 教育標準時間認定 (認定こども園及び幼稚園) <専業主婦家庭、就労時間短家庭></p>
<ul style="list-style-type: none"> ・タイプA：ひとり親家庭 ・タイプB：フルタイム×フルタイム ・タイプC：フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間～120時間の一部) ・タイプE：パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間～120時間の一部) 	<p>2 保育認定 (認定こども園及び保育所) 3 保育認定 (認定こども園及び保育所+地域型保育)</p>
<p>↓</p> <p>ただし現在幼稚園利用</p>	<p>⇒</p> <p>2 保育認定 (幼稚園) (共働き家庭幼稚園利用のみ)</p>

これらの「家庭類型」を算出するために必要となるデータは、「調査票のイメージ」において、父母の有無、母親の就労状況、父親の就労状況、母親の就労意向、子どもの年齢に関する下記の設問である。

例えば、父母の有無について、「調査票のイメージ」の問2(調査票の回答者)で「3. その他」と回答している場合は集計対象から除外する。問2で「1. 母親」あるいは「2. 父親」と回答し、かつ問5(配偶関係)で「2. 配偶者はいない」と回答した場合、「ひとり親家庭」となる。

図表4 家庭類型算出のための必要となるデータ

項目	設問番号
父母の有無	問 5
母親の就労状況	問 9、問 9-1
父親の就労状況	問 10、問 10-1
母親の就労意向	問 11 (パートタイムからフルタイムへの意向) 問 12 (無業から就労への意向)
子どもの年齢	問 3

注)上記対象設問の何れかが無回答のサンプルは、集計対象から除く。(ひとり親家庭で問 12(1)、(2)のいずれかが無回答であるものを除く。)

(2) 現在の家庭類型の算出方法

現在の家庭類型の算出方法には、ステップ1からステップ3までの段階がある。

<ステップ1> タイプA(ひとり親家庭)の算出

母子家庭もしくは父子家庭の割合を算出する。

問5(調査票の回答者)で「3.その他」と回答している場合

当該サンプルを集計対象から除く。

問5で「1.母親」あるいは「2.父親」と回答、かつ問5(配偶関係)で「2.配偶者はいない」と回答している場合

「タイプA:ひとり親家庭」と設定する。

参考：関連設問

問2、問5

<ステップ2> タイプBからタイプFの算出

算出対象サンプルから「タイプA：ひとり親家庭」に設定されたサンプルを除く。
問9(1)(母親の就労状況)、問10(2)(父親の就労状況)について、選択1と2、
選択肢3と4、選択肢5と6は、それぞれ足し合わせ、ひとつのカテゴリーとする。
上記の選択肢3と4(パート・アルバイト等で就労)のカテゴリーについて、問9-1、
問10-1(週当たりの「就労日数」・1日当たりの就労時間)を月単位に変換()し
て分類する。

1週当たり 日×1日当たり 時間×4週間
を反映させた問9と問10をクロス集計する。

(参考：関連設問)

問9、問9-1、問10、問10-1

クロス集計の結果、3歳から5歳のタイプBからタイプFの設定は以下のとおりとなる。

タイプC、タイプEについては、父親、母親の何れか、または父親と母親両方の月単位の就労時間が「下限時間以上120時間未満」で、かつ以下の基準に該当する場合、タイプC'、タイプE'と設定される。

【タイプCとタイプC'、タイプEとタイプE'の区分方法(3~5歳)】

問13-1(平日定期的に利用している教育・保育の事業)で「1.幼稚園」を選択した者のうち、問14(平日定期的に利用したい教育・保育の事業)で「3.認可保育所」または「4.認定こども園」のいずれも選択していない者

タイプC'(タイプCから除く)、またはタイプE'(タイプEから除く)

以外

タイプC、タイプEのまま

図表5 クロス集計によるタイプBからタイプFの設定(3~5歳)

父親		母親	1.フルタイム就労 2.育休・介護休業中		3.パートタイム就労 4.育休・介護休業中			5.現在は就労していない 6.就労したことがない	
			120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満				
1.フルタイム就労 2.育休・介護休業中			タイプB	タイプC	タイプC'				
3.パートタイム就労 4.育休・介護休業中	120時間以上		タイプC	タイプE			タイプD		
	120時間未満 下限時間以上								
	下限時間未満		タイプC'		タイプE'				
5.現在は就労していない 6.就労したことがない					タイプD			タイプF	

0~2歳児についても同様のマトリックスを作成し、「下限時間以上 120 時間未満」の区分については、以下の方法で区分けすることを原則とする。ただし、「パートタイム」の区分について、「下限時間以上」「下限時間未満」の2区分とし、「下限時間以上」を同様に以下の方法で区分することも考えられる。

問13(定期的な教育・保育の事業利用の有無)で「1.利用している」を選択した者のうち、問13-1(平日定期的に利用している教育・保育の事業)で、保育の事業(選択肢3から9)を選択した者、及び

問13(定期的な教育・保育の事業利用の有無)で「2.利用していない」を選択した者のうち、問14(平日定期的に利用したい教育・保育の事業)で保育の事業(選択肢3から10)を選択した者

タイプC、タイプEのまま

以外

タイプC'(タイプCから除く)、またはタイプE'(タイプEから除く)

(参考:関連設問)

問13、問13-1、問14

<ステップ3> 年齢区分別の集計

集計したタイプAからタイプFの家庭類型構成比に、問3(子どもの生年月)から算出した年齢データ(3区分したもの:0歳、1・2歳、3歳以上)をクロス集計する。

図表6 家庭類型のアウトプットイメージ

家庭類型区分		年齢区分別	年齢統合 (0歳～就学前)
タイプA:ひとり親家庭	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプB:フルタイム×フルタイム	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプC:フルタイム×パートタイム	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプC':フルタイム×パートタイム(短)	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプD:専業主婦(夫)	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプE:パート×パート	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプE':パート×パート(短)	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプF:無業×無業	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	

注) 年齢区分別構成比は、各年齢ごとに合計が100%となる。

(3) 潜在的な家庭類型の算出方法

潜在的な家庭類型の算出方法には、ステップ1からステップ10までの段階がある。

なお、子どものいる父親の大半がフルタイム就労であり、就労状況の変更希望も少ないことに鑑み、作業の簡素化のために母親の就労状況の変化に着目した潜在的な家庭類型の算出方法のみ記載するが、市町村の判断で、同様に父親の就労状況の変化も見込むことも考えられる。

<ステップ1> 潜在タイプA(ひとり親家庭)の算出

母子家庭もしくは父子家庭の割合を算出する。現在の家庭類型と同じ。

<ステップ2> 潜在タイプB(フルタイム×フルタイム)の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプB(以下「潜在タイプB」という。)は、現在の家庭類型におけるタイプB(以下「現在タイプB」という。)に、

母親のパートタイムからフルタイムへの意向(タイプC、タイプC'からの転換)

母親の無業からフルタイムへの意向(タイプDからの転換)を加える必要がある。

なお、ステップ2以降の作業については、構成比ではなく実数で考えることとする。

母親のパートタイムからフルタイムへの意向

- ・タイプCとタイプC'のうち、「父親がフルタイム」の場合

問11(パート・アルバイトの母親のフルタイムへの転換希望)で「1.フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」を選択した回答者

タイプBに加え、タイプC、タイプC'からは除く。

図表7 パートタイムからフルタイムへの以降
(タイプC、タイプC'からタイプBへの転換)

父親		母親		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'			
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE			タイプD	
	120時間未満 下限時間以上						
	下限時間未満	タイプC'		タイプE'			
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD				タイプF

(参考：関連設問)

問11

母親の無業からフルタイムへの意向

- ・タイプDのうち、「父親がフルタイム」の場合

問12(無業の母親の就労希望)で「3. すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態で「ア、フルタイム」を選択
タイプBに加え、タイプDからは除く。

図表 8 無業からフルタイムへの意向（タイプDからタイプBへの転換）

母親		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
		120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
父親					
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'	
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプD
	120時間未満 下限時間以上				
	下限時間未満	タイプC'		タイプE'	
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD		タイプF

（参考：関連設問）

問 1 2

在タイプBの算出

- ・現在タイプBと と の移動分を足し合わせる。

<ステップ3> 潜在タイプC（フルタイム×パートタイム）の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプC（以下「潜在タイプC」という。）は、現在の家庭類型におけるタイプC（以下「現在タイプC」という。）に、

母親の無業からパートタイムへの意向（タイプDからの転換）

母親のパートタイムからフルタイムへの意向（タイプEからの転換）

母親の無業からフルタイムへの意向（タイプDからの転換）を加える必要がある。

また、ステップ2で算出した潜在タイプBへの移動分を除く必要がある。

母親の無業からパートタイムへの意向

- ・タイプDのうち、「父親がフルタイム」の場合

問 12(1)(無業の母親の就労希望)で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態が「イ. パート・アルバイト等」で、月単位の就労時間が「下限時間」以上

そのうち、「120時間以上」の場合、及び「下限時間以上120時間未満」の一部()
タイプCに加え、タイプDからは除く。

「月単位の就労時間」については、問 12 (1) の「1 週当たり 日×1 日当たり 時間×4 週間で計算する。

「下限時間以上 120 時間未満」の区分は下記基準による。3～5 歳の基準では、0～2 歳の基準では がタイプ C に加える者に該当する。

【3～5 歳】

問 13 - 1 (平日定期的にご利用している教育・保育の事業) で「1 . 幼稚園」を選択した者のうち、問 14 (平日定期的にご利用したい教育・保育の事業) で「3 . 認可保育所」または「4 . 認定こども園」のいずれも選択していない者
 以外
 タイプ C に加え、タイプ D からは除く

【0～2 歳】

問 13 (定期的な教育・保育の事業利用の有無) で「1 . 利用している」を選択した者のうち、問 13 - 1 (平日定期的にご利用している教育・保育の事業) で、保育の事業 (選択肢 3 から 9) を選択した者、及び
 問 13 (定期的な教育・保育の事業利用の有無) で「2 . 利用していない」を選択した者のうち、問 14 (平日定期的にご利用したい教育・保育の事業) で保育の事業 (選択肢 3 から 10) を選択した者
 タイプ C に加え、タイプ D からは除く
 以外

図表 9 無業からフルタイムへの意向 (タイプ D からタイプ C への転換)

母親		3 . パートタイム就労 4 . 育休・介護休業中			5 . 現在は就労していない 6 . 就労したことがない
		120 時間以上	120 時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
父親		1 . フルタイム就労 2 . 育休・介護休業中			
1 . フルタイム就労 2 . 育休・介護休業中		タイプ B	タイプ C	タイプ C'	
3 . パートタイム就労 4 . 育休・介護休業中	120 時間以上	タイプ C	タイプ E		タイプ D
	120 時間未満 下限時間以上				
	下限時間未満	タイプ C'		タイプ E'	
5 . 現在は就労していない 6 . 就労したことがない			タイプ D		タイプ F

母親のパートタイムからフルタイムへの意向

- ・タイプEのうち、「父親がパートタイム（月下限時間以上）」の場合
問11（パート・アルバイトの母親のフルタイムへの転換希望）で「1.フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」を選択した回答者
タイプCに加え、タイプEからは除く。
- ・タイプE'のうち、「父親がパートタイム（月下限時間以上）」の場合
問11（パート・アルバイトの母親のフルタイムへの転換希望）で「1.フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」を選択した回答者
タイプCに加え、タイプE'からは除く。

母親の無業からフルタイムへの意向

- ・タイプDのうち、「父親がパートタイム（月下限時間以上）」の場合
問12（無業の母親の就労希望）で「3.すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態で「ア.フルタイム」を選択
タイプCに加え、タイプDからは除く

図表10 パートタイム、無業からフルタイムへの意向
（タイプD、E、E'からタイプCへの転換）

父親		母親		3.パートタイム就労 4.育休・介護休業中			5.現在は就労していない 6.就労したことがない
				120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1.フルタイム就労 2.育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'			
3.パートタイム就労 4.育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプD		
	120時間未満 下限時間以上						
	下限時間未満	タイプC'		タイプE'			
5.現在は就労していない 6.就労したことがない			タイプD		タイプF		

潜在タイプCの算出

- ・現在タイプCからタイプBへの移動分を除いたものに、
、
の移動分を足し合わせる。

<ステップ4> 潜在タイプC' (フルタイム×パートタイム)の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプC' (以下「潜在タイプC'」という。)は、現在の家庭類型におけるタイプC' (以下「現在タイプC'」という。)に加え、

母親の無業からパートタイムへの意向 (タイプDからの転換)

母親のパートタイムからフルタイムへの意向 (タイプEからの転換)

母親の無業からフルタイムへの意向 (タイプDからの転換)を加えるがある。

また、ステップ2で算出した潜在タイプBへの移動分を除く必要がある。

母親の無業からパートタイムへの意向

・タイプDのうち、「父親がフルタイム」の場合

問12(無業の母親の就労希望)で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態が「イ. パート・アルバイト等」で、月単位の就労時間が「下限時間」未満、及び「下限時間以上120時間未満」の一部()

タイプC'に加え、タイプDからは除く。

「下限時間以上120時間未満」の区分は下記基準による。3~5歳の基準では、0~2歳の基準では がタイプC'に加える者に該当する。

【3~5歳】

問13-1(平日定期的に利用している教育・保育の事業)で「1. 幼稚園」を選択した者のうち、問14(平日定期的に利用したい教育・保育の事業)で「3. 認可保育所」または「4. 認定こども園」のいずれも選択していない者

タイプC'に加え、タイプDからは除く

以外

【0~2歳】

問13(定期的な教育・保育の事業利用の有無)で「1. 利用している」を選択した者のうち、問13-1(平日定期的に利用している教育・保育の事業)で、保育の事業(選択肢3から9)を選択した者、及び

問13(定期的な教育・保育の事業利用の有無)で「2. 利用していない」を選択した者のうち、問14(平日定期的に利用したい教育・保育の事業)で保育の事業(選択肢3から10)を選択した者

以外

タイプC'に加え、タイプDからは除く

図表 11 無業からパートタイムへの意向（タイプDからタイプC'への転換）

父親		母親	1.フルタイム就労 2.育児・介護休業中		3.パートタイム就労 4.育児・介護休業中			5.現在は就労していない 6.就労したことがない
			120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満			
1.フルタイム就労 2.育児・介護休業中			タイプB	タイプC	タイプC'	←		
3.パートタイム就労 4.育児・介護休業中	120時間以上		タイプC	タイプE		タイプD		
	120時間未満 下限時間以上							
	下限時間未満		タイプC'		タイプE'			
5.現在は就労していない 6.就労したことがない				タイプD		タイプF		

母親のパートタイムからフルタイムへの意向

- ・タイプE'のうち、「父親がパートタイム（月下限時間未満）」の場合
問11（パート・アルバイトの母親のフルタイムへの転換希望）で「1.フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」を選択した回答者
タイプC'に加え、タイプE'からは除く。

母親の無業からフルタイムへの意向

- ・タイプDのうち、「父親がパートタイム（月下限時間未満）」の場合
問12（無業の母親の就労希望）で「3.すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態で「ア.フルタイム」を選択
タイプC'に加え、タイプDからは除く

図表 12 パートタイム、無業からフルタイムへの意向
(タイプE、DからタイプCへの転換)

父親		母親		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満		
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'			
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプD		
	120時間未満 下限時間以上			タイプE'			
	下限時間未満	タイプC'					
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD		タイプF		

潜在タイプC'の算出

- ・ 現在タイプC' からタイプB への移動分を除いたものに、
、
の移動分を足し合わせる。

<ステップ5> 潜在タイプE (パートタイム×パートタイム) の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプE (以下「潜在タイプE」という。) は、現在の家庭類型におけるタイプE (以下「現在タイプE」という。) に、
母親の無業からパートタイムへの意向 (タイプDからの転換) を加える必要がある。
また、ステップ3で算出した潜在タイプC への移動分を除く必要がある。

母親の無業からパートタイムへの意向

- ・ タイプDのうち、「父親がパートタイム (月下限時間以上)」の場合
問12 (無業の母親の就労希望) で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態が「イ. パート・アルバイト等」で、月単位の就労時間が「下限時間」以上
そのうち、「120時間以上」の場合、及び「下限時間以上120時間未満」の一部 ()
タイプEに加え、タイプDからは除く。

「下限時間以上 120 時間未満」の区分は下記基準による。3～5 歳の基準では、0～2 歳の基準では がタイプ E に加える者に該当する。

【3～5 歳】

問 13 - 1 (平日定期的にご利用している教育・保育の事業) で「1. 幼稚園」を選択した者のうち、問 14 (平日定期的にご利用したい教育・保育の事業) で「3. 認可保育所」または「4. 認定こども園」のいずれも選択していない者

以外

タイプ E に加え、タイプ D からは除く

【0～2 歳】

問 13 (定期的な教育・保育の事業利用の有無) で「1. 利用している」を選択した者のうち、問 13 - 1 (平日定期的にご利用している教育・保育の事業) で、保育の事業 (選択肢 3 から 9) を選択した者、及び

問 13 (定期的な教育・保育の事業利用の有無) で「2. 利用していない」を選択した者のうち、問 14 (平日定期的にご利用したい教育・保育の事業) で保育の事業 (選択肢 3 から 10) を選択した者

タイプ E に加え、タイプ D からは除く

以外

潜在タイプ E の算出

・現在タイプ E からタイプ C への移動分を除いたものに、 の移動分を足し合わせる。

図表 13 無業からパートタイムへの意向 (タイプ D からタイプ E への転換)

		母親		父親		
		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中		
				120 時間以上	120 時間未満 下限時間以上	下限時間未満
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプ B		タイプ C		タイプ C'
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120 時間以上	タイプ C		タイプ E		タイプ D
	120 時間未満 下限時間以上					
	下限時間未満	タイプ C'		タイプ E'		
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない				タイプ D		タイプ F

<ステップ6> 潜在タイプE'(パートタイム×パートタイム)の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプE'(以下「潜在タイプE'」という。)は、現在の家庭類型におけるタイプE'(以下「現在タイプE'」という。)に、

母親の無業からパートタイムへの意向(タイプDからの転換)を加える必要がある。

また、ステップ3で算出した潜在タイプCへの移動分、ステップ4で算出したC'への移動分を除く必要がある。

母親の無業からパートタイムへの意向

- ・タイプDのうち、「父親がパートタイム(月下限時間以上)」の場合

問12(無業の母親の就労希望)で「3.すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態が「イ.パート・アルバイト等」で、月単位の就労時間が「下限時間」未満及び「下限時間以上120時間未満」の一部()

- ・タイプDのうち、「父親がパートタイム(月下限時間未満)」の場合

問12(無業の母親の就労希望)で「3.すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態が「イ.パート・アルバイト等」下限時間

「下限時間以上120時間未満」の区分は下記基準による。3~5歳の基準では、0~2歳の基準では がタイプE'に加える者に該当する。

【3~5歳】

問13-1(平日定期的にご利用している教育・保育の事業)で「1.幼稚園」を選択した者のうち、問14(平日定期的にご利用したい教育・保育の事業)で「3.認可保育所」または「4.認定こども園」のいずれも選択していない者

タイプE'に加え、タイプDからは除く
以外

【0~2歳】

問13(定期的な教育・保育の事業利用の有無)で「1.利用している」を選択した者のうち、問13-1(平日定期的にご利用している教育・保育の事業)で、保育の事業(選択肢3から9)を選択した者、及び

問13(定期的な教育・保育の事業利用の有無)で「2.利用していない」を選択した者のうち、問14(平日定期的にご利用したい教育・保育の事業)で保育の事業(選択肢3から10)を選択した者

以外
タイプE'に加え、タイプDからは除く

潜在タイプE'の算出

- ・現在タイプE'からタイプC、タイプC'への移動分を除いたものに、の移動分を足し合わせる。

図表 14 無業からパートタイムへの意向（タイプDからタイプE'への転換）

父親		母親		3.パートタイム就労 4.育休・介護休業中			5.現在は就労していない 6.就労したことがない
		1.フルタイム就労 2.育休・介護休業中		120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1.フルタイム就労 2.育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'			
3.パートタイム就労 4.育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE	タイプE'	タイプD		
	120時間未満 下限時間以上				タイプD		
	下限時間未満	タイプC'		タイプE'	タイプD		
5.現在は就労していない 6.就労したことがない			タイプD			タイプF	

<ステップ7> 潜在タイプD（専業主婦（夫））の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプD（以下「潜在タイプD」という。）は、現在の家庭類型におけるタイプD（以下「現在タイプD」という。）に、

母親の無業からパートタイム・フルタイムへの意向（タイプFからの転換）を加える必要がある。（潜在タイプD-1）

この場合、ステップ2で算出した潜在タイプBへの移動分、ステップ3で算出した潜在タイプCへの移動分、ステップ4で算出した潜在タイプC'への移動分、ステップ5で算出した潜在タイプEへの移動分、ステップ6で算出した潜在タイプE'への移動分を除く必要がある。

また、母親のパートから無職への意向（タイプC、C'、E、E'からの転換）については、市町村の判断で、タイプDに加え（潜在タイプD-2）タイプC、C'、E、E'から除くことも可能である。

母親の無業からパートタイムへの意向

- ・タイプ F (無業×無業) の場合、

問 12(無業の母親の就労希望)で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択

タイプ D に加え、タイプ F からは除く。

潜在タイプ D - 1 の算出

- ・現在タイプ D から、タイプ B、タイプ C、タイプ C'、タイプ E、タイプ E' への移動分を除いたものに、 の移動分を足し合わせる。

母親のパートから無職への意向(潜在タイプ D - 2) の算出

- ・タイプ C、タイプ C'、タイプ E、タイプ E' のうち、「父親がフルタイムまたはパートタイム」の場合

問 11 で母親が「4. パート・アルバイト等(フルタイム以外)をやめて子育てや家事に専念したい」を選択

タイプ D に加え、タイプ C、タイプ C'、タイプ E、タイプ E' からは除く。

図表 15 無業からパート・フルタイムへの意向（タイプFからタイプDへの転換）等

		母親		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
				1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	120時間以上	120時間未満 下限時間以上	
父親							
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'			
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE			タイプD	
	120時間未満 下限時間以上						
	下限時間未満	タイプC'		タイプE'			
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD			タイプF	

<ステップ8> 潜在タイプF（無業×無業）の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプF（以下「潜在タイプF」という。）は、現在の家庭類型におけるタイプF（以下「現在タイプF」という。）から、他のタイプへの移動分を除いたものである。

また、母親のパートから無職への意向（タイプDからの転換）については、市町村の判断で、タイプFに加え、タイプDからは除くことも可能である。

現在タイプFから、他のタイプへの移動分を除く。

母親のパートタイプから無職への意向を加える。

タイプDのうち、「父親が無職」の場合

問11で母親が「4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）をやめて

子育てや家事に専念したい」を選択

タイプFに加え、タイプDからは除く。

<ステップ9> 年齢区分別のクロス集計

タイプAからFのデータに、問3から算出した年齢区分のデータをクロス集計する。

<ステップ10> 構成比の算出

タイプAからF及びその年齢区分別データの構成比を算出する。

図表 16 家庭類型集計結果の入力シート

家庭類型集計結果 シートA

0歳～就学前

	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親				
タイプB フルタイム×フルタイム				
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプD 専業主婦(夫)				
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプF 無業×無業				
全体				

0歳

	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親				
タイプB フルタイム×フルタイム				
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプD 専業主婦(夫)				
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプF 無業×無業				
全体				

1・2歳

	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親				
タイプB フルタイム×フルタイム				
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプD 専業主婦(夫)				
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプF 無業×無業				
全体				

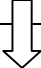
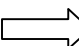
3歳～就学前

	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親				
タイプB フルタイム×フルタイム				
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプD 専業主婦(夫)				
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプF 無業×無業				
全体				

2. 教育・保育の量の見込みの算出方法

以下では、全国共通で算出をすることになっている「教育・保育」の「量の見込み」の算出方法を記載する。なお、目標年の量の見込みは各年で設定することになっている。

図表 17 家庭類型と関連する事業の分類（再掲）

家庭類型	家庭類型に関連する事業の分類
<ul style="list-style-type: none"> ・タイプC'：フルタイム×パートタイム (月下限時間未満+月下限時間～120時間の一部) ・タイプD：専業主婦(夫) ・タイプE'：パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間未満+月下限時間～120時間の一部) ・タイプF：無業×無業 	1 教育標準時間認定 (認定こども園及び幼稚園) <専業主婦家庭、就労時間短家庭>
<ul style="list-style-type: none"> ・タイプA：ひとり親家庭 ・タイプB：フルタイム×フルタイム ・タイプC：フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間～120時間の一部) ・タイプE：パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間～120時間の一部) 	2 保育認定 (認定こども園及び保育所) 3 保育認定 (認定こども園及び保育所+地域型保育)
<div style="text-align: center;">  ただし現在幼稚園利用 </div>	<div style="text-align: center;">  2 保育認定 (幼稚園) (共働き家庭幼稚園利用のみ) </div>

(1) 1号認定(認定こども園及び幼稚園)

1) 対象となる潜在家庭類型

潜在タイプC'(フルタイム×パートタイム[月下限時間未満+月下限時間~120時間の一部])、潜在タイプD(専業主婦(夫))、潜在タイプE'(パートタイム×パートタイム[いずれかが月下限時間未満+月下限時間~120時間の一部])、潜在タイプF(無業×無業)を対象として算出する。「量の見込み」は、潜在家庭類型ごとに算出する。

2) 対象年齢

3歳以上のみ算出する。

3) 利用意向率

上記1)2)の対象者について、問14(平日定期的に利用したい教育・保育の事業)に回答した者のうち、問14で「1.幼稚園(通常就園時間の利用)」または「4.認定こども園(幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)」を選択した者の割合(但し、無回答を除いて割り戻す)を算出する。

(参考:関連設問)

問14

図表18 利用意向率集計結果の入力シート(1号認定)

3歳~就学前家庭のみ

1号認定(認定こども園及び幼稚園)

		現在の利用率(割合)	利用意向率(割合)
タイプC'	フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	(任意)	
タイプD	専業主婦(夫)	(任意)	
タイプE'	パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	(任意)	
タイプF	無業×無業	(任意)	

4) 量の見込みの算出方法

家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」=「家族類型別児童数(人)」

推計児童数(人)は、各年の年齢各歳別のデータを用いる。

なお、この推計における年齢各歳別のデータの算出については、平成15年8月「地域行動計画策定の手引き」の「人口推計」を参照のこと。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/syousika/030819/2b.html>

また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来人口推計」(平成25年3月)も適宜活用されたい。

<http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson13/t-page.asp>

量の見込みの算出

「家族類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」=「量の見込み(人)」

図表19 量の見込みの算出プロセス(1号認定)

3歳～就学前家庭のみ

<家族類型別児童数の算出>

	a:推計児童数(人)		b:潜在家族類型(割合)		c:家族類型別児童数
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		×		=	
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		×		=	
タイプD 専業主婦(夫)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		×		=	
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		×		=	
タイプF 無業×無業	×			=	

<ニーズ量の算出>

<1号認定>(認定こども園及び幼稚園)

	c:家族類型別児童数		d:利用意向率(割合)		e:ニーズ量(人)
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		×		=	
タイプD 専業主婦(夫)		×		=	
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		×		=	
タイプF 無業×無業		×			=

(2) 2号認定(幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの)

1) 対象となる潜在家庭類型

潜在タイプA(ひとり親家庭)、潜在タイプB(フルタイム×フルタイム)、潜在タイプC(フルタイム×パートタイム[月120時間以上+月下限時間~120時間の一部])、潜在タイプE(パートタイム×パートタイム[双方が月120時間以上+月下限時間~120時間の一部])を対象として算出する。

2) 対象年齢

3歳以上のみ算出する。

3) 利用意向率

上記1)2)の対象者について、問13-1(平日定期的に利用している教育・保育の事業)に回答した者のうち、問13-1で「1. 幼稚園(通常の就園時間の利用)」を選択した者の割合(但し、無回答を除いて割り戻す)を算出する。

(参考: 関連設問)

問13、問13-1

図表20 利用意向率集計結果の入力シート
(2号認定: 幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定)

2号認定

(1) 幼稚園の利用希望が強いと想定

	現在の利用率(割合)	利用意向率(割合)
タイプA ひとり親	(任意)	
タイプB フルタイム×フルタイム	(任意)	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	(任意)	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	(任意)	

4) 量の見込みの算出方法

家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」=「家族類型別児童数(人)」

推計児童数(人)は、年齢各歳別のデータを用いる。

量の見込みの算出

「家族類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」=「量の見込み(人)」

図表 21 量の見込みの算出プロセス
(2号認定：幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定)

3歳～就学前家庭のみ
 < 家族類型別児童数の算出 >

	a:推計児童数(人)		b:潜在家族類型(割合)	=	c:家族類型別児童数
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		×		=	
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間~120時間の一部)		×		=	
タイプD 専業主婦(夫)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		×		=	
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)		×		=	
タイプF 無業×無業	×		=		

< ニーズ量の算出 >
 < 2号認定 > (幼稚園)

	c:家族類型別児童数		d:利用意向率(割合)	=	e:ニーズ量(人)
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		×		=	

(3) 2号認定 (認定こども園及び保育所)

1) 対象となる潜在家庭類型

潜在タイプA(ひとり親家庭)、潜在タイプB(フルタイム×フルタイム)、潜在タイプC(フルタイム×パートタイム[月120時間以上+月下限時間~120時間の一部])、潜在タイプE(パートタイム×パートタイム[双方が月120時間以上+月下限時間~120時間の一部])を対象として算出する。

2) 対象年齢

3歳以上のみ算出する。

3) 利用意向率

上記1)2)の対象者について、問14(平日定期的に利用したい教育・保育の事業)に回答した者のうち、問14で「1. 幼稚園(通常の就園時間の利用)」から「10. 居宅訪問型保育(ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業)」のいずれかを選択した者の割合(但し、無回答を除いて割り戻す)から、「2号認定(幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの)」の割合を控除した割合を算出する。

図表 22 利用意向率集計結果の入力シート（2号認定：認定こども園及び保育所）

2号認定
(2)認定こども園及び保育所

	現在の利用率(割合)	利用意向率(割合)
タイプA ひとり親	(任意)	
タイプB フルタイム×フルタイム	(任意)	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	(任意)	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	(任意)	

4) 量の見込みの算出方法

家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」=「家族類型別児童数(人)」
推計児童数(人)は、年齢各歳別のデータを用いる。

量の見込みの算出

「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」=「量の見込み(人)」

図表 23 量の見込みの算出プロセス（2号認定：認定こども園及び保育所）

3歳~就学前家庭のみ
<家族類型別児童数の算出>

	a.推計児童数(人)	b.潜在家族類型(割合)	c.家族類型別児童数
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)			
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間~120時間の一部)			
タイプD 専業主婦(夫)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)			
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)			
タイプF 無業×無業			

<ニーズ量の算出>

<2号認定>(認定こども園及び保育所)

	c.家族類型別児童数	d.利用意向率(割合)	e.ニーズ量(人)
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)			

なお、(1)1号認定(認定こども園及び幼稚園)、(2)2号認定(幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの)及び(3)2号認定(認定こども園及び保育所)の数は、現在幼稚園又は認可保育所()を利用している自市町村に居住する3-5歳の子どもの数と同じかそれを上回ることが基本であると考えられるため、これと異なる結果となっている場合には、適切な補正が必要。

地方単独事業による認可外保育施設及びそれ以外の事業所内保育施設等を含む。

(4) 3号認定(認定こども園及び保育所+地域型保育)

1) 対象となる潜在家庭類型

潜在タイプA(ひとり親家庭)、潜在タイプB(フルタイム×フルタイム)、潜在タイプC(フルタイム×パートタイム[月120時間以上+月下限時間~120時間の一部])、潜在タイプE(パートタイム×パートタイム[双方が月120時間以上+月下限時間~120時間の一部])を対象として算出する。

2) 対象年齢

0歳、1・2歳の区分で算出する。

3) 利用意向率

上記1)2)の対象者について、問14(平日定期的に利用したい教育・保育の事業)に回答した者のうち、問14で「3. 認可保育所(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの)」から「10. 居宅訪問型保育(ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業)」のいずれかを選択した者の割合(但し、無回答を除いて割り戻す)を算出する。

図表24 利用意向率集計結果の入力シート
(3号認定: 認定こども園及び保育所+地域型保育)

0歳家庭のみ

<3号認定>(認定こども園及び保育所+地域型保育)

	現在の利用率(割合)	利用意向率(割合)
タイプA ひとり親	(任意)	
タイプB フルタイム×フルタイム	(任意)	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	(任意)	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	(任意)	

1・2歳家庭のみ

<3号認定>(認定こども園及び保育所+地域型保育)

	現在の利用率(割合)	利用意向率(割合)
タイプA ひとり親	(任意)	
タイプB フルタイム×フルタイム	(任意)	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	(任意)	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	(任意)	

なお、(4)3号認定(認定こども園及び保育所+地域型保育)の数は、現在認可保育所()を利用している自市町村に居住する0-2歳の子ども数と同じかそれを上回ることが基本であると考えられるため、これと異なる結果となっている場合には、適切な補正が必要。

地方単独事業による認可外保育施設及びそれ以外の事業所内保育施設等を含む。

4) 量の見込みの算出方法

家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」=「家族類型別児童数(人)」

推計児童数(人)は、年齢各歳別のデータを用いる。

量の見込みの算出

「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」=「量の見込み(人)」

図表 25 量の見込みの算出プロセス

(3号認定：認定こども園及び保育所+地域型保育)

0歳家庭のみ

<家族類型別児童数の算出>

	a:推計児童数(人)	b:潜在家族類型(割合)	c:家族類型別児童数
タイプA ひとり親		×	=
タイプB フルタイム×フルタイム		×	=
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		×	=
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		×	=

<ニーズ量の算出>

<3号認定>(認定こども園及び保育所+地域型保育)

	c:家族類型別児童数	d:利用意向率(割合)	e:ニーズ量(人)
タイプA ひとり親		×	=
タイプB フルタイム×フルタイム		×	=
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		×	=
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		×	=

1・2歳家庭のみ

<家族類型別児童数の算出>

	a:推計児童数(人)	b:潜在家族類型(割合)	c:家族類型別児童数
タイプA ひとり親		×	=
タイプB フルタイム×フルタイム		×	=
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		×	=
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		×	=

<ニーズ量の算出>

<3号認定>(認定こども園及び保育所+地域型保育)

	c:家族類型別児童数	d:利用意向率(割合)	e:ニーズ量(人)
タイプA ひとり親		×	=
タイプB フルタイム×フルタイム		×	=
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		×	=
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		×	=

5) 留意事項

上記4)により算出された「量の見込み」に関して、基本指針案第三の三の1等を踏まえ、育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に当たって、0歳と1・2歳の「量の見込み」を調整することも考えられる。

その際、例えば、以下の方法が考えられる。

- ・上記1)2)の対象者(0歳児)のうち、問13-1(平日定期的に利用している教育・保育の事業)で、「3認可保育所」から「9居宅訪問型保育」のいずれかを選択した者のうち、問34-4(1)において「1希望する保育所に入るため」と

回答している者の割合（育休明けの利用意向率）を算出し、上記４）の「家庭類型別児童数（０歳児）」に掛け合わせる（育休明けの利用意向の児童数）

- ・「育休明けの利用意向の児童数」を、上記４）の０歳児の「量の見込み（人）」から差し引く。

この方法により計算をした場合に、０歳児の「量の見込み(人)」が現在の０歳児の利用児童数よりも減る場合には、「育休明けの利用意向の児童数」をゼロとすることも考えられる。

０歳児の「量の見込み（人）」から差し引いた「育休明けの利用意向の児童数」については、特に供給不足となっている自治体においては、１（・２）歳児に係る整備量を早期に増やすことが求められる。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出方法

以下では、全国共通で算出をすることになっている「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」の算出方法を記載する。なお、目標年の量の見込みは各年で設定することになっている。

(1) 時間外保育事業

1) 対象となる潜在家庭類型

潜在タイプA(ひとり親家庭)、潜在タイプB(フルタイム×フルタイム)、潜在タイプC(フルタイム×パートタイム[月120時間以上+月下限時間~120時間の一部])、潜在タイプE(パートタイム×パートタイム[双方が月120時間以上+月下限時間~120時間の一部])を対象として算出する。

2) 対象年齢

0歳から5歳以下を対象とする。

3) 利用意向率

上記1)2)の対象者について、

問14(平日定期的に利用したい教育・保育の事業)に回答したもののうち、「3.認可保育所(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの)」から「10.居宅訪問型保育(ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業)」のいずれかを選択している、かつ、

問13-2(利用希望時間)で、「18時以降」と記入してある場合の割合を算出する。(但し、無回答を除いて割り戻す)

なお、ここでは時間外保育事業の時間設定について「18時以降」としたが、各自治体の実状に応じて変更可能とする。

(参考：関連設問)

問13-2

4) 量の見込みの算出方法

家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」=「家族類型別児童数(人)」

推計児童数(人)は、年齢各歳別のデータを用いる。

量の見込みの算出

「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」=「量の見込み(人)」

図表 26 量の見込みの算出プロセス(時間外保育事業)

<家族類型別児童数の算出>

	a.推計児童数(人)		b.潜在家庭類型(割合)	=	c.家庭類型別児童数
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		×		=	

<ニーズ量の算出>

	c.家庭類型別児童数		d.利用意向率(割合)	=	e.ニーズ量(人)
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		×		=	

[注]0~5歳以下家庭のみ

(2) 放課後児童健全育成事業

1) 対象となる潜在家庭類型

潜在タイプA(ひとり親家庭)、潜在タイプB(フルタイム×フルタイム)、潜在タイプC(フルタイム×パートタイム[月120時間以上+月下限時間~120時間の一部])、潜在タイプE(パートタイム×パートタイム[双方が月120時間以上+月下限時間~120時間の一部])を対象として算出する。

2) 対象年齢

5歳児を対象とする。(ただし、5)留意事項を参照のこと。)

3) 利用意向率

上記1)2)の対象者について、

低学年については、問25(放課後の時間を過ごさせたい場所)で「6.放課後児童クラブ[学童保育]」を選択した割合(但し、無回答を除いて割り戻す)を算出する。

高学年については、問27(放課後の時間を過ごさせたい場所)で「6.放課後児童クラブ[学童保育]」を選択した割合(但し、無回答を除いて割り戻す)を算出する。

ただし、「6.放課後児童クラブ[学童保育]」の利用希望を選択し、かつ、6.以外の選択肢も選択している者について、「6.放課後児童クラブ[学童保育]」の利用希望が週1~2回程度であれば、各自治体の実情に応じて、当該者の割合を控除して算出することも可能とする。

(参考:関連設問)

問25、問27

図表 27 利用意向率集計結果の入力シート（放課後児童健全育成事業）

低学年

	利用意向率(割合)
タイプA ひとり親	
タイプB フルタイム×フルタイム	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	

【注】5歳児以上家庭のみ

高学年

	利用意向率(割合)
タイプA ひとり親	
タイプB フルタイム×フルタイム	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	

【注】5歳児以上家庭のみ

4) 量の見込みの算出方法

家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」＝「家族類型別児童数(人)」
 推計児童数(人)は、年齢各歳別のデータを用いる。

量の見込みの算出

「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」＝「量の見込み(人)」

5) 留意事項

上記1)～4)では、5歳児を対象とした調査に基づく推計方法を示したが、就学児に対する調査を行っている場合には、各市町村の判断で、当該調査の結果を利用することも考えられる。

なお、就学児に対する調査を行っていない場合には、地域における女性の就業割合や利用申込みの状況等の統計データも勘案した地方版子ども・子育て会議等の議論を踏まえ、適切な数値を量の見込みとすることも可能とする。

図表 28 量の見込みの算出プロセス（放課後児童健全育成事業）

< 低学年 >

< 家族類型別児童数の算出 >

	a:推計児童数(人)		b:潜在家庭類型(割合)	=	c:家庭類型別児童数(人)
タイプA ひとり親		x		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		x		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		x		=	
タイプE パート×パート(双方向120時間以上+下限時間-120時間の一部)		x		=	

< ニーズ量の算出 >

	c:家庭類型別児童数(人)		d:利用意向率(割合)	=	e:ニーズ量(人)
タイプA ひとり親		x		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		x		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		x		=	
タイプE パート×パート(双方向120時間以上+下限時間-120時間の一部)		x		=	

【注】6歳～8歳家庭のみ

< 高学年 >

< 家族類型別児童数の算出 >

	a:推計児童数(人)		b:潜在家庭類型(割合)	=	c:家庭類型別児童数(人)
タイプA ひとり親		x		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		x		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		x		=	
タイプE パート×パート(双方向120時間以上+下限時間-120時間の一部)		x		=	

< ニーズ量の算出 >

	c:家庭類型別児童数(人)		d:利用意向率(割合)	=	e:ニーズ量(人)
タイプA ひとり親		x		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		x		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		x		=	
タイプE パート×パート(双方向120時間以上+下限時間-120時間の一部)		x		=	

【注】9～11歳家庭のみ

(3) 子育て短期支援事業

1) 対象となる潜在家庭類型

全ての家庭類型を対象として算出する。

2) 対象年齢

0歳から5歳以下を対象とする。

3) 利用意向(利用意向率×利用意向日数)

利用意向率と利用意向日数を算出し、利用意向(利用意向率×利用意向日数)を求める。

利用意向率

上記1)2)の対象者について、問20(泊りがけの預け先)に回答した者のうち、「イ. 短期入所生活援助事業(ショートステイ)を利用した(児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業)」、「オ. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した者の割合を

算出する。

但し、「エ．仕方なく子どもを同行させた」や、問 25 - 1（親族・知人にみてもらった時の困難度）の設問を設けている場合、「ア．（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」と回答した者のうち、「1．非常に困難」「2．どちらかという困難」と回答した割合を加えることも可能とする。

利用意向日数

上記 1) 2) の対象者について、問 20（泊りがけの預け先）の「1．あった」の「イ．短期入所生活援助事業（ショートステイ）を利用した（児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業）」、「オ．仕方なく子どもだけで留守番をさせた」に回答のあった者の「平均日数」を算出する。

の但し書きにより、算入対象を広げている場合は、当該選択肢も含めた「平均日数」を算出する。

（参考：関連設問）

問 20、問 20 - 1

図表 29 利用意向集計結果の入力シート（子育て短期支援事業）

	利用意向率(割合)	利用意向日数(日)	利用意向
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)			
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間-120時間の一部)			
タイプD 専業主婦(夫)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)			
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間-120時間の一部)			
タイプF 無業×無業			

【注】0～就学前家庭のみ

4) 量の見込みの算出方法

家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」=「家族類型別児童数(人)」

推計児童数(人)は、年齢各歳別のデータを用いる。

量の見込みの算出

「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向」=「量の見込み(人日)」

5) 留意事項

就学児に対して調査を行っていない場合は、就学前子どもに係る推計で足りるが、就学児に調査を行っている場合や事業の利用実績データがある場合には、市町村の判断で、当該調査の結果等を使用して、就学児に係る量の見込みを算出することも可能とする。

図表 30 量の見込みの算出プロセス（子育て短期支援事業）

< 家族類型別児童数の算出 >

	a.推計児童数(人)		b.潜在家庭類型(割合)		c.家庭類型別児童数
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		×		=	
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		×		=	
タイプD 専業主婦(夫)		×		=	
タイプE パート×パート(双月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		×		=	
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		×		=	
タイプF 無業×無業	×			=	

< ニーズ量の算出 >

	c.家庭類型別児童数		d.利用意向		e:ニーズ量(人日)
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		×		=	
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		×		=	
タイプD 専業主婦(夫)		×		=	
タイプE パート×パート(双月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		×		=	
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		×		=	
タイプF 無業×無業				=	

[注]0～5歳以下家庭のみ

(4) 地域子育て支援拠点事業

1) 対象となる潜在家庭類型

全ての家庭類型を対象として算出する。

2) 対象年齢

0歳から2歳のみを対象とする。

3) 利用意向(利用意向率×利用意向回数)

利用意向率と利用意向日数を算出し、利用意向(利用意向率×利用意向回数)を求める。

利用意向率

上記1)2)の対象者について、問21(地域子育て支援拠点事業の利用状況)で「1.地域子育て支援拠点事業(親子が集まって過したり、相談をする場)(を利用している)」と回答した者の人数と、問22(地域子育て支援拠点事業の利用意向)で、「1.利用していないが、今後利用したい」と回答した者の人数を、回答者全体の人数(問21または問22の無回答の人数を除く)で割ったものを算出する。

利用意向回数

上記1)2)の対象者について、問21(地域子育て支援拠点事業の利用状況)で「1.地域子育て支援拠点事業(親子が集まって過したり、相談をする場)(を利用している)」と回答した者と、問22(地域子育て支援拠点事業の利用意向)で、「1.利用していないが、今後利用したい」「2.すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」と回答した者の月当たり平均利用回数

(参考:関連設問)

問21、問22

図表31 利用意向集計結果の入力シート(地域子育て支援拠点事業)

タイプ	利用意向率(割合)	平均利用意向回数(回)	利用意向
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)			
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間-120時間の一部)			
タイプD 専業主婦(夫)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)			
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間-120時間の一部)			
タイプF 無業×無業			

【注】0~2歳家庭のみ

4) 量の見込みの算出方法

家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」=「家族類型別児童数(人)」

推計児童数(人)は、年齢各歳別のデータを用いる。

量の見込みの算出

「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向」=「量の見込み(人)」

図表 32 量の見込みの算出プロセス(地域子育て支援拠点事業)

<家族類型別児童数の算出>

	a.推計児童数(人)		b.潜在家庭類型(割合)	=	c.家庭類型別児童数
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		×		=	
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		×		=	
タイプD 専業主婦(夫)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		×		=	
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		×		=	
タイプF 無業×無業	×			=	

<ニーズ量の算出>

	c.家庭類型別児童数		d.利用意向	=	e.ニーズ量(人回)
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		×		=	
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		×		=	
タイプD 専業主婦(夫)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		×		=	
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		×		=	
タイプF 無業×無業				=	

[注]0~2歳以下家庭のみ

(5) 一時預かり事業、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業を除く])

一時預かり事業、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応強化事業を除く)については、「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)」とそれ以外で、見込み量の算出方法が異なる。

<幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)>

1) 対象となる潜在家庭類型

以下は潜在家庭類型C'、D、E'、Fを対象として、以下は潜在家庭類型A、B、C、Eを対象として算出する。

2) 対象年齢

3歳から5歳以下を対象とする。

3) 利用意向 (利用意向率 × 利用意向日数)

利用意向率と利用意向日数を算出し、利用意向 (利用意向率 × 利用意向日数) を求める。

1号認定による利用と2号認定による利用で、算出方法が異なる。

1号認定による利用

【利用意向率】

ア（1号認定に該当すると考えられる子どもの不定期事業の利用希望割合）×
イ（不定期事業を利用している幼稚園利用者の一時預かり又は幼稚園の預かり保育の利用割合）
を算出する。

ア：以下の割合

上記1)2)の対象者について、

・問14（平日定期的に利用したい教育・保育の事業）で、「1．幼稚園（通常の就園時間の利用）」または「4．認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」を選択かつ

・問19（不定期事業の利用意向）で、「1．利用したい」と選択した者が、これらの問の回答者数に占める割合

イ：以下の割合

・問13-1（平日定期的に利用している教育・保育の事業）で、「1．幼稚園（通常の就園時間の利用）」を選択かつ

・問18（不定期事業の利用状況）で、「1．一時預かり（私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業）」から「6．その他」を選択

した者のうち、問18で「1．一時預かり（私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業）」または「2．幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する場合のみ）」を選択した者の割合

【利用意向日数】

上記1)2)の対象者について、問19（不定期事業の利用意向）で「1．利用したい」に回答のあった者の「平均日数」を算出する。

2号認定による利用

【利用意向率】

1.0

「2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの」は、「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり」を利用することによりニーズがカバー。

【利用意向日数】

2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものの問9-1で把握する「就労日数」

1週当たり 日 × 52週

問16（長期休暇中の幼稚園の利用希望）の結果を勘案することも考えられる。

これらに加えて、問19（不定期事業の利用意向）で「1.利用したい」に回答のあった者の「ア 私用、リフレッシュ目的」及び「イ 冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」の平均日数を勘案することも考えられる。

（参考：関連設問）

問18

図表33 利用意向集計結果の入力シート（預かり保育）

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

<1号認定>による利用

	ア	イ	利用意向日数(日)	利用意向
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間-120時間の一部)				
タイプD 専業主婦(夫)				
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間-120時間の一部)				
タイプF 無業×無業				

〔注〕3～就学前家庭のみ

ア:「1号認定に該当すると考えられる子どもの不定期事業の利用希望割合」

イ:「不定期事業を利用している幼稚園利用者の幼稚園型一時預かり等の利用割合」

<2号認定>による利用

	利用意向率(割合)	就労日数(日)	利用意向
タイプA ひとり親	1.000		
タイプB フルタイム×フルタイム	1.000		
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)	1.000		
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)	1.000		

4) 量の見込みの算出方法

号認定による利用

ア 家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」=「家族類型別児童数(人)」

推計児童数(人)は、年齢各歳別のデータを用いる。

イ 量の見込みの算出

「家族類型別児童数(人)」×「利用意向」=「量の見込み(人日)」

号認定による利用

ア 家庭類型別児童数の算出

「2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者」の数（P33-34で算出したもの）

イ 量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向」＝「量の見込み（人日）」

図表 34 量の見込みの算出プロセス（預かり保育）

< 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育） >

< 家族類型別児童数の算出 >

	a.推計児童数(人)	b.潜在家庭類型(割合)	c.家庭類型別児童数
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間-120時間の一部)			
タイプD 専業主婦(夫)			
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間-120時間の一部)			
タイプF 無業×無業			

< ニーズ量の算出 >

	c.家庭類型別児童数	d.利用意向	e:ニーズ量(人日)
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間-120時間の一部)			
タイプD 専業主婦(夫)			
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間-120時間の一部)			
タイプF 無業×無業			

【注】3～5歳以下家庭のみ

< 2号認定による定期的な利用 >

< 家族類型別児童数の算出 >

	c.家庭類型別児童数
タイプA ひとり親	
タイプB フルタイム×フルタイム	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)	

< ニーズ量の算出 >

	c.家庭類型別児童数	d.利用意向	e:ニーズ量(人日)
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)			

【注】3～5歳以下家庭のみ

< 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外 >

1) 対象となる潜在家庭類型

全ての家庭類型を対象として算出する。

2) 対象年齢

0歳から5歳以下を対象とする。

3) 利用意向（利用意向率×利用意向日数）

利用意向率と利用意向日数を算出し、利用意向（利用意向率×利用意向日数）を求める。

利用意向率

上記1)2)の対象者について、問19(不定期事業の利用意向)に回答した者のうち、「1.利用したい」を選択した者の割合

利用意向日数

上記1)2)の対象者について、問19(不定期事業の利用意向)で、「1.利用したい」に回答のあったものの「平均日数」

図表35 利用意向集計結果の入力シート(預かり保育以外)

上記以外

	利用意向率(割合)	利用意向日数(日)	利用意向
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)			
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間~120時間の一部)			
タイプD 専業主婦(夫)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)			
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)			
タイプF 無業×無業			

【注】0~就学前家庭のみ

4) 量の見込みの算出方法

家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」=「家族類型別児童数(人)」

推計児童数(人)は、年齢各歳別のデータを用いる。

量の見込みの算出

「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向」

- 「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)(1号認定による利用のみ)の利用意向日数」

「問18(不定期事業の利用状況)における「5.ベビーシッター」「6.その他」の利用日数」

=「量の見込み(人日)」

この計算の過程で、家庭類型ごとの「量の見込み」がゼロ以下となる場合にはゼロとする。

5) 留意事項

上記1)~4)の方法によるほか、以下の方法によることも可。

1 ') 対象となる潜在家庭類型

全ての家庭類型を対象として算出する。

2 ') 対象年齢

0歳から2歳以下を対象とする。

3 ') 利用意向 (利用意向率 × 利用意向日数)

利用意向率と利用意向日数を算出し、利用意向 (利用意向率 × 利用意向日数) を求める。

利用意向率

上記1) 2) の対象者について、問 19 (不定期事業の利用意向) に回答した者のうち、「1. 利用したい」を選択した者の割合

利用意向日数

上記1) 2) の対象者について、問 19 (不定期事業の利用意向) で、「1. 利用したい」に回答のあったものの「平均日数」

4 ') 量の見込みの算出方法

家庭類型別児童数の算出

「推計児童数 (人)」 × 「潜在家庭類型 (割合)」 = 「家族類型別児童数 (人)」
推計児童数 (人) は、年齢各歳別のデータを用いる。

量の見込みの算出

「家庭類型別児童数 (人)」 × 「利用意向」
「問 23 (不定期事業の利用状況) における「5. ベビーシッター」「6. その他」
の利用日数」
= 「量の見込み (人日)」
この計算の過程で、家庭類型ごとの「量の見込み」がゼロ以下となる場合にはゼロとする。

トワイライトステイについては、就学児に対して調査を行っていない場合は就学前子どもに係る推計で足りるが、就学児に対して調査を行っている場合や事業の利用実績データがある場合には、市町村の判断で、当該調査の結果等を使用して就学児に係る量の見込みを算出することも可能とする。

図表 36 量の見込みの算出プロセス（預かり保育以外）

< 上記以外 >

< 家族類型別児童数の算出 >

	a:推計児童数(人)	b:潜在家庭類型(割合)	c:家庭類型別児童数
タイプA ひとり親		x	=
タイプB フルタイム×フルタイム		x	=
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		x	=
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		x	=
タイプD 専業主婦(夫)		x	=
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		x	=
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		x	=
タイプF 無業×無業			=

< ニーズ量の算出 >

	c:家庭類型別児童数	d:利用意向	幼稚園における在園児を対象とした一時預かりのニーズ量
タイプA ひとり親		x	-
タイプB フルタイム×フルタイム		x	-
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		x	-
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		x	-
タイプD 専業主婦(夫)		x	-
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		x	-
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		x	-
タイプF 無業×無業			-

[注]0～5歳以下家庭のみ

問23「5.ベビーシッター」 「6.その他」の利用(人日)	e:ニーズ量(日)
-	=
-	=
-	=
-	=
-	=
-	=
-	=
-	=
-	=
-	=

(6) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業 [病児・緊急対応強化事業])

1) 対象となる潜在家庭類型

潜在タイプA(ひとり親家庭)、潜在タイプB(フルタイム×フルタイム)、潜在タイプC(フルタイム×パートタイム)、潜在タイプE(パートタイム×パートタイム)を対象に算出する。

2) 対象年齢

0歳から5歳以下を対象とする。

3) 利用意向(利用意向率×利用意向日数)

病児・病後児の発生頻度と利用意向日数を算出し、利用意向(利用頻度×利用意向日数)を求める。なお、調査票に問17-3以降を設けてある場合には活用すること。

病児・病後児の発生頻度

上記1)2)の対象者について、

問17-1(病気やけがで事業ができなかった場合の対処方法)で、「ア.父親が休んだ」「イ.母親が休んだ」に回答した者のうち、問22-2(病児・病後児保育等の利用意向)で「1.できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した者と、

問17-1で「オ.病児・病後児の保育を利用した」「キ.ファミリー・サポート・センターを利用した」「ク.仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した者の合計を問22の回答者全員で割る。

利用意向日数

・上記1)2)の対象者について、

問17-2(病児・病後児保育等の利用意向)で「1.できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答があった日数の総計と、

問17-1で「オ.病児・病後児の保育を利用した」「キ.ファミリー・サポート・センターを利用した」「ク.仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した日数の総計を足し合わせる。

・先に求めた「日数の総計」について、

問17-2で「1.できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」、

問17-1で「オ.病児・病後児の保育を利用した」「キ.ファミリー・サポート・センターを利用した」「ク.仕方なく子どもだけで留守番をさせた」のいずれかに回答があった人数の合計(「延べ」でなく「実人数」、 「0日」回答は除く)で割った数。

(参考：関連設問)

問17、問17-1、問17-2

図表37 利用意向集計結果の入力シート(病児・病後児保育等)

	発生頻度	利用意向日数(日)	利用意向
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)			

【注】0～就学前家庭のみ

4) 量の見込みの算出方法

家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」=「家族類型別児童数(人)」

推計児童数(人)は、年齢各歳別のデータを用いる。

量の見込みの算出

「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向」=「量の見込み(人日)」

5) 留意事項

就学児に対して調査を行っていない場合は就学前子どもに係る推計で足りるが、就学児に対して調査を行っている場合や事業の利用実績データがある場合には、市町村の判断で、当該調査の結果等を使用して就学児に係る量の見込みを算出することも可能とする。

または、就学児の利用意向については、平成25年度厚生労働科学研究費補助金において、「病児・病後児保育の実態把握と質向上に関する研究」に対して補助を行っており、当該研究班で実施した下記の病児・病後児保育事業に関する実態調査の結果を基に算出することも考えられる。

(実態調査結果(平成24年度1年間の年齢別利用児童割合))

: 0歳 10.1%、1歳 32.6%、2歳 18.1%、3歳 12.6%、4歳 10.3%、5歳 7.9%、
6歳 4.2%、7歳 2.4%、8歳 1.2%、9歳 0.4%、10歳以上 0.2%)

図表38 量の見込みの算出プロセス(病児・病後児保育等)

<0~5歳以下家庭のみ>

<家族類型別児童数の算出>

	a:推計児童数(人)		b:潜在家庭類型(割合)		c:家庭類型別児童数
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		×		=	

<ニーズ量の算出>

	c:家庭類型別児童数		d:利用意向		e:ニーズ量(人日)
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		×		=	

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)(就学児のみ)

1) 対象となる潜在家庭類型

全ての家庭類型を対象として算出する。

2) 対象年齢

5歳児を対象とする。(ただし、5)留意事項を参照のこと。)

3) 利用意向(利用意向率×利用意向日数)

利用意向率と利用意向日数を算出し、利用意向(利用意向率×利用意向日数)を求める。

利用意向率

上記1)2)の対象者について、

低学年については、問25(放課後の時間を過ごさせたい場所)で「7.ファミリー・サポート・センター」を選択した割合(但し、無回答を除いて割り戻す)を算出する。

高学年については、問27(放課後の時間を過ごさせたい場所)で「7.ファミリー・サポート・センター」を選択した割合(但し、無回答を除いて割り戻す)を算出する。

利用意向日数

上記1)2)の対象者について、低学年は問26、高学年は問27で「7.ファミリー・サポート・センター」と回答のあったものの平均日数を算出する。

図表39 利用意向集計結果の入力シート(ファミリー・サポート・センター)

低学年

	利用意向率(割合)	利用意向日数(日)	利用意向
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)			
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間~120時間の一部)			
タイプD 専業主婦(夫)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)			
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)			
タイプF 無業×無業			

【注】6~8歳以下家庭のみ

高学年

	利用意向率(割合)	利用意向日数(日)	利用意向
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)			
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間~120時間の一部)			
タイプD 専業主婦(夫)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)			
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)			
タイプF 無業×無業			

【注】9~11歳以下家庭のみ

4) 量の見込みの算出方法

家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」=「家族類型別児童数(人)」

推計児童数(人)は、年齢各歳別のデータを用いる。

量の見込みの算出

「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向」=「量の見込み(人日)」

5) 留意事項

上記1)～4)では、5歳児を対象とした調査に基づく推計方法を示したが、就学児に対する調査を行っている場合には、各市町村の判断で、当該調査の結果を利用することも考えられる。

なお、就学児に対する調査を行っていない場合には、地域における女性の就業割合や利用申込みの状況等の統計データも勘案した地方版子ども・子育て会議等の議論を踏まえ、適切な数値を量の見込みとすることも可能とする。

図表 40 量の見込みの算出プロセス（ファミリー・サポート・センター）

< 低学年 >

< 家族類型別児童数の算出 >

	a.推計児童数(人)	b.潜在家庭類型(割合)	c.家庭類型別児童数
タイプA ひとり親		x	=
タイプB フルタイム×フルタイム		x	=
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		x	=
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		x	=
タイプD 専業主婦(夫)		x	=
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		x	=
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		x	=
タイプF 無業×無業	x	=	

< ニーズ量の算出 >

	c.家庭類型別児童数	d.利用意向	e.ニーズ量(人日)
タイプA ひとり親		x	=
タイプB フルタイム×フルタイム		x	=
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		x	=
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		x	=
タイプD 専業主婦(夫)		x	=
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		x	=
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		x	=
タイプF 無業×無業	x	=	

[注]6歳～8歳家庭のみ

< 高学年 >

< 家族類型別児童数の算出 >

	a.推計児童数(人)	b.潜在家庭類型(割合)	c.家庭類型別児童数
タイプA ひとり親		x	=
タイプB フルタイム×フルタイム		x	=
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		x	=
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		x	=
タイプD 専業主婦(夫)		x	=
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		x	=
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		x	=
タイプF 無業×無業	x	=	

< ニーズ量の算出 >

	c.家庭類型別児童数	d.利用意向	e.ニーズ量(人日)
タイプA ひとり親		x	=
タイプB フルタイム×フルタイム		x	=
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		x	=
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		x	=
タイプD 専業主婦(夫)		x	=
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		x	=
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		x	=
タイプF 無業×無業	x	=	

[注]9～11歳家庭のみ

(8) 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業に係る情報集約・提供、相談等を実施することから、教育・保育施設や他の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを勘案して、当事業の量の見込みの算出をすること。

この場合、子育て中の親子の身近な場所に設置することが必要であることから、例えば複数の中学校区（2中学校区など）に1箇所などを目安として、箇所数で設定する。

この際に、自治体独自で、例えば、問24の「子育ての総合相談窓口」の利用意向にかかる設問など、事業内容に一定程度親和性がある調査項目を設けている場合には、当該利用意向を勘案することも考えられる。

(参考：関連設問)

問 24

< 3 > 提供体制の確保の方策及びその実施時期

教育・保育

1. 広域利用の取扱い

基本指針(案)において、「当該市町村に居住する子どもについて、他の市町村の教育・保育施設又は地域型保育事業により教育・保育の利用を確保する必要があると見込まれる場合には、あらかじめ、当該他の市町村と調整を行うとともに、必要に応じて、都道府県が広域的な観点から市町村間の調整を行うこと」とされているが、当該調整が整った場合の計画は以下のように取り扱うこと。

【A市子ども・子育て支援事業計画】

		27年度			28	29	30	31
		1号	2号	3号				
量の見込み		500人	500人	300人	・・・	・・・	・・・	・・・
確保方策	特定教育・保育施設	市内 350人 <u>B市</u> <u>100人</u> C市 50人	市内 450人 <u>B市</u> <u>10人</u> C市 20人	市内 200人	・・・	・・・	・・・	・・・
	特定地域型保育事業			市内 50人 D市 20人	・・・	・・・	・・・	・・・

【B市子ども・子育て支援事業計画】

		27年度			28	29	30	31
		1号	2号	3号				
量の見込み		1000人	1100人	800人	・・・	B市居住の子ども(=B市に確保義務あり)に係る量の見込みを記載		
(他市町村の子ども)		<u>A市</u> <u>100人</u> E市 30人	<u>A市</u> <u>10人</u>	-	・・・			
確保方策	特定教育・保育施設	市内 1000人	市内 1100人	市内 200人	・・・	B市居住の子ども(=B市に確保義務あり)に係る確保方策を記載		
	(他市町村の子ども)	130人	10人					
	特定地域型保育事業			市内 800人	・・・	B市居住の子ども(=B市に確保義務あり)に係る確保方策を記載		
	(他市町村の子ども)			E市 10人				

2. 確認を受けない幼稚園の取扱い

基本指針(案)において、法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもについては「特定教育・保育施設及び幼稚園（特定教育・保育施設に該当するものを除く。）」に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとされているが、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園(確認を受けない幼稚園)については、以下のように取り扱うこと。

		27年度			28	29	30	31
		1号	2号	3号				
量の見込み		500人	500人	300人	・・・	・・・	・・・	・・・
確保 方 策	特定教育・保育施設	300人	450人	200人	・・・	・・・	・・・	・・・
	(確認を受けない幼稚園)	200人						
	特定地域型保育事業			50人	・・・	・・・	・・・	・・・

3. 認可外保育施設の取扱い

基本指針(案)において、「当分の間、イ及びウについてはイ及びウに定める確保の内容に加え、市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等による保育の提供体制について記載することを可能とする」こととされているが、以下のように取り扱うこと。

		27年度			28	29	30	31
		1号	2号	3号				
量の見込み		500人	500人	300人	・・・	・・・	・・・	・・・
確保 方 策	特定教育・保育施設	500人	450人	200人	・・・	・・・	・・・	・・・
	特定地域型保育事業			50人	・・・	・・・	・・・	・・・
	認可外保育施設()		50人	50人				

市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

4. 共働き等家庭の幼稚園利用の取扱い

幼稚園の2号認定(3-5歳、保育の必要性有り)のニーズへの対応については、幼稚園が認定こども園に移行することにより利用ニーズに応じていくことが基本であるが、2号認定のニーズのうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者については、これに係る量の見込みに対応するものを、1号認定(3-5歳、保育の必要性なし)の確保方策として記載することを可能とする。

		27年度			28	29	30	31	
		1号	2号						3号
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外					
量の見込み	500人	600人		300人	・・・	・・・	・・・	・・・	
		100人()	500人						
確保方策	特定教育・保育施設	600人	500人		200人	・・・	・・・	・・・	・・・
	特定地域型保育事業				50人	・・・	・・・	・・・	・・・

2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い者は幼稚園を利用し、当面、実際上の過不足は生じない。

なお、幼稚園の認定こども園への移行については、基本指針(案)第三の二の4及び四の3の「子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項」において記載すること。

地域子ども・子育て支援事業

1. 地域子育て支援拠点事業

	27年度	28年度	29	30	31
量の見込み	1000人日	1000人日	・・・	・・・	・・・
確保方策	か所	か所	・・・	・・・	・・・

2. 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))

		27年度	28年度	29	30	31
量の見込み	1号認定による利用	500人日	500人日	・・・	・・・	・・・
	2号認定による利用	500人日	500人日			
確保方策	一時預かり事業(在園児対象型)	1000人日	1000人日	・・・	・・・	・・・

は、幼稚園が認定こども園に移行した場合には、その給付によって対応することも考えられる。

3. 一時預かり事業(在園児対象型を除く)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

		27年度	28年度	29	30	31
量の見込み		2000人日	2300人日	・・・	・・・	・・・
確保方策	一時預かり事業(在園児対象型を除く)	1200人日	1500人日	・・・	・・・	・・・
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)	700人日	700人日	・・・	・・・	・・・
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	100人日	100人日			

4. 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

		27年度	28年度	29	30	31
量の見込み		1000人日	1000人日	・・・	・・・	・・・
確保 方 策	病児保育事業	850人日	850人日	・・・	・・・	・・・
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	150人日	150人日	・・・	・・・	・・・

5. 子育て援助活動支援事業(就学後)

		27年度	28年度	29	30	31
量の見込み		500人日	500人日	・・・	・・・	・・・
確保 方 策	子育て援助活動支援事業(就学後)	500人日	500人日	・・・	・・・	・・・

「子育て援助活動支援事業」の確保方策は、上記3つを足し合わせたもの。

6. 利用者支援

		27年度	28年度	29	30	31
量の見込み		5か所	5か所	・・・	・・・	・・・
確保方策		か所	か所	・・・	・・・	・・・

7. 妊婦に対する健康診査

ニーズ調査によらずに推計

		27年度	28年度	29	30	31
量の見込み		500人 健診回数()	500人 健診回数()	・・・	・・・	・・・
確保 方 策	実施場所： 病院、 診療所、 助産所 実施体制： 人 検査項目： 実施時期：	実施場所： 病院、 診療所、 助産所 実施体制： 人 検査項目： 実施時期：	・・・	・・・	・・・	

健診回数については、一人当たりの健診回数に見込まれる人数を乗じたもの。

8 . 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等
 ニーズ調査によらずに推計

	27年度	28年度	29	30	31
量の見込み	500人	500人	・・・	・・・	・・・
確保方策	実施体制： 人 実施機関： 保健センター 委託団体等： 協会	実施体制： 人 実施機関： 保健センター 委託団体等： 協会	・・・	・・・	・・・

< 4 > その他

「認定こども園の普及促進」の留意点

基本指針(案)において、「幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合、保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合は、都道府県計画（指定都市、中核市については市町村計画）において定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の必要利用定員総数に、都道府県計画で定める数を加えた数に既に達しているか、又は幼保連携型認定こども園等の設置によってこれを超えることになる」と認めるときを除き、当該幼保連携型認定こども園等の認可又は認定をするものとする」とこととされている。

この「都道府県計画で定める数」（指定都市、中核市については「市町村計画で定める数」）については、基本指針(案)第三の四の3「子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項」において記載することが望ましい。

(記載イメージ)

「 区域において、幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合における基本指針（案）第三の四の2ウの「都道府県計画で定める数」は、 人とする。」

「 区域において、保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合における基本指針（案）第三の四の2ウの「都道府県計画で定める数」は、 人とする。」